平成２２年（フ）第３１８７号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地１　36号棟309号室
債務者　白戸　　信
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４９５号
愛知県津島市寺野町字郷137番地２　グランドパレスⅡ番館102号
債務者　志水　賢児
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８３号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅２―407
債務者　三浦　善郎
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４９７号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字立切東８番地１　テイクワンマンション406号
債務者　坂本　順子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５１８号
愛知県岩倉市本町畑中14番地１ライフイン柊４―Ａ
債務者　阿部　悦子（旧姓宇都宮）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１５６１号
堺市中区深井中町1200番地２　田端マンション102号
債務者　森田真紀子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７００号
堺市西区草部1800番地　５棟1101号
債務者　新開清次郎
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７６２号
堺市堺区甲斐町東６丁１番30―801号、前住所堺市堺区宿院町西４丁１番11号　エイトビル403号
債務者　丹羽　　徹
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７９２号
堺市堺区香ヶ丘町３丁１番20号　青踏苑２階１号
債務者　風間　純子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
鳥取県米子市大崎2275番地117
債務者　杉西　清美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１９７号
鳥取県米子市西福原６丁目７番25―105号
債務者　富谷　光雄
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２１９号
鳥取県西伯郡伯耆町大殿1883番地14
債務者　矢曳　一城
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３９２号
香川県高松市東山崎町478番地２　ニッセイビル202号室
債務者　青野　茂男
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４５５号
香川県高松市円座町1673番地５小倉ハイツＢ棟105号
債務者　宮川　智子（旧姓深井）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１６８号
鹿児島県出水市平和町864番地
債務者　平田　浩文
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町29番１号
債務者　橋口　良弘
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
鹿児島県出水市下鯖町509番地
債務者　本田美規夫
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係